

## 委託業務仕様書

### フレイル度チェック業務

#### (1) 対象者

米子市内に居住する65歳以上の者及び事業実施年度において満65歳に達する者とする。ただし、次のア又はイに該当する者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者

イ 米子市フレイル予防サービスアプリ（以下「アプリ」という。）又は米子市フレイル予防サービスシステム（以下「システム」という。）において、フレイル度チェックの回答情報又は不同意情報が登録されている者

#### (2) 内容

ア 対象者への説明及び同意確認

対象者に対し、フレイル度チェックに関する説明を行い、及びフレイル度チェックに係る個人情報の取扱いについて同意の確認を行う。

イ アの同意が得られた場合

次の(ア)から(ウ)までに定めるところによりフレイル度チェックを実施する。

(ア) チェック項目への回答

基本チェックリストの各質問について対象者の回答を確認し、その内容をアプリ又はシステムに登録する。

(イ) フレイル度チェックの結果に基づくアドバイス

アプリ又はシステム上に表示されるフレイル度チェックの結果を対象者に説明する。また、必要に応じて、対象者がフレイル予防に取り組む際に役立つと思われる情報を提供する。

(ウ) フレイル度チェックの結果に基づくフレイル予防に係る事業の案内

a フレイル又はプレフレイルの状態に該当する者に対しては、フレイル予防実践教室の受講の勧奨を行う。

b 健康の状態に該当する者のうち、アプリを利用する方法によりフレイル度チェックを実施した対象者に対しては、アプリ上にフレイル予防優待チケットを付与し、システムを利用する方法によりフレイル度チェックを実施した対象者に対しては、甲が作成する紙製のフレイル予防優待チケット1セット（6枚つづり）を付与する。この場合においては、対象者に対し、フレイル予防優待チケットの使用方法についてそれぞれ説明するとともに、フレイル予防優待チケットを付与した対象者についてシステムに登録する。

ウ アの同意が得られない場合

(ア) 当該同意をしない対象者に対して、アの同意をしない場合には、フレイル度チェックを受けた場合であっても、当該チェックを受けた年度においてはフレ

イル予防実践教室の受講の勧奨又はフレイル予防優待チケットの付与を受け  
ることができなくなることを説明する。

(イ) (ア)について了承を得た場合は、同意しない理由を付した上で不同意情報をシ  
ステムに登録する。

### (3) 処理方法

フレイル度チェック業務は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ  
ア又はイに定めるところにより処理すること。なお、対象者との接触方法について  
は、訪問、来所等の方法を問わず、任意とする。

ア 対象者がアプリを利用することができるとき。

可能な限り対象者が自らスマートフォンを操作してフレイル度チェックの回答  
情報を登録することができるよう助言し、及び支援すること。

また、対象者が所有しているスマートフォンにアプリをダウンロードしていない  
場合は、アプリをダウンロードするためのスマートフォンの操作についても助言し、  
及び支援すること。

イ 対象者がスマートフォンを所有していないとき又はスマートフォンにアプリ  
をダウンロードすることについて同意が得られないとき。

システムを利用してフレイル度チェックの回答情報を登録すること。なお、こ  
の場合において、フレイル度チェックの回答情報の登録が完了したときは、当該  
回答情報に基づくフレイル度チェックの結果を印刷した書面を対象者に交付す  
ること。